

# 4月から役場組織の一部が変わりました

事務の効率化を図り町民の利便性をより向上させるために、4月1日から役場組織の一部を変更しました。主な変更は、次のとおりです。



課名	係名	変更内容	主な事務	業務場所
総務課	秘書係	秘書広報係を秘書係と広報広聴係に分離	・秘書に関すること	本庁舎3階 ☎72-6901
	広報広聴係		・広報、広聴活動の計画および実施に関すること	
こども未来課	母子健康係	係を新設	・子育て世代包括支援センターに関すること ・妊産婦および乳幼児の健康診査に関すること ・健康相談および指導に関すること ・不妊治療に関すること	ゆめプラザ・那須内子育て支援センター ☎71-1137
農林振興課	林務係	林務畜産係を林務係と畜産係に分離	・林業の振興に関すること	本庁舎2階 ☎72-6912
	畜産係		・畜産の振興に関すること	
上下水道課	水道業務係	庶務係から係名を変更	・水道料金等の徴収に関すること ・量水器の検針に関すること	寺子乙3967-184 ☎72-6920
	水道施設係	工務管理係から係名を変更	・水道用水の供給に関すること ・水道施設の維持管理に関すること	
	下水道業務係	業務係から係名を変更	・下水道業務の総合調整に関すること ・浄化槽に関すること	寺子乙3967-184 ☎72-6919
	下水道施設係	施設係から係名を変更	・下水道事業計画に関すること ・下水道事業の設計および施行に関すること	
生涯学習課	施設管理係	スポーツ施設整備係から係名を変更	・スポーツ施設等の設置、管理に関すること ・文化センター、田中複合施設等の管理に関すること	スポーツセンター ☎72-5959

■問合せ 総務課総務係 ☎72-6901

東日本台風（台風19号）により、自らが居住する住宅（賃貸を除く）が被害を受け、その再建等に必要な資金を金融機関等から借入した場合、その借入に係る利子の一部を補助します。

なお、申請受付は4月1日から開始しています。申請を希望する方は必ず事前にお問い合わせください。

▼対象

- 被災した住宅が、一部損壊以上の被害を受けた方（町発行のり災証明書が必要です）
- 被災した住宅の再建（建替え、購入、補修）のため、金融機関から100万円以上の借入をした方
- 金融機関から借入した日が、災害発生日（令和元年10月12日）以降の方

▼利子補給期間 金融機関の第1回償還日から5年間

▼申込み・問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎72-6955

**自然災害被災住宅  
再建等資金貸付金  
利子補給金助成制  
度のお知らせ**